

法人税 (研究開発・設備投資) 関係

参 考 資 料

目

次

1．あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	1
2．増加試験研究費等の税額控除制度	3
3．試験研究費支出額の推移	4
4．研究開発費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移（日本）	5
5．研究開発費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移（米国）	6
6．米国の研究開発関連税制の概要	7
7．英国の研究開発関連税制の概要	9
8．設備投資額及び減価償却費の推移	11
9．製造工業設備稼働率	12

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月

税 制 調 査 会

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(1) 法人税の現状と課題 ―財源調達機能と経済社会の活性化―

累年にわたる法人税率の引下げと近年の企業収益の悪化等により、法人税収は著しく減少してきており、法人税収の国税収入に占める割合は 20%台前半まで低下してきている。また、全法人の約 7 割が欠損法人となっている。

今後、企業活動のグローバル化が進展する中で、法人税の財源調達機能を確保しつつ、経済社会の活性化の視点から法人税をどのように改革するかが課題である。

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 ―歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化―

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成 10 年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

しかしながら、累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。

今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。

また、法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる。

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。併せて、事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。

② 政策税制の集中・重点化 ―明確な国家戦略を前提とした重点的な措置―

わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21 世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、規制改革や歳出措置も含めた総合的な政策の重点分野への集中投入が必要である。その一環として税制についても既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に行いつつ、新産業や技術革新の創出等を目指し、政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである。

増加試験研究費等の税額控除制度

< 1. 増加試験研究費の税額控除制度 >

適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（前期、前々期の試験研究費を超える場合に限る。）には、比較試験研究費の額を超える額の15%相当額を法人税額から控除することができる。

[税額控除限度額の計算]

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{適用年度の} \\ \text{試験研究費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{比較試験} \\ \text{研究費の額} \end{array} \right\} \times 15\%$$

（注）比較試験研究費の額…適用年度の開始の日前5年以内に開始した事業年度（比較事業年度）の試験研究費の額のうち多い方から3期分の平均額

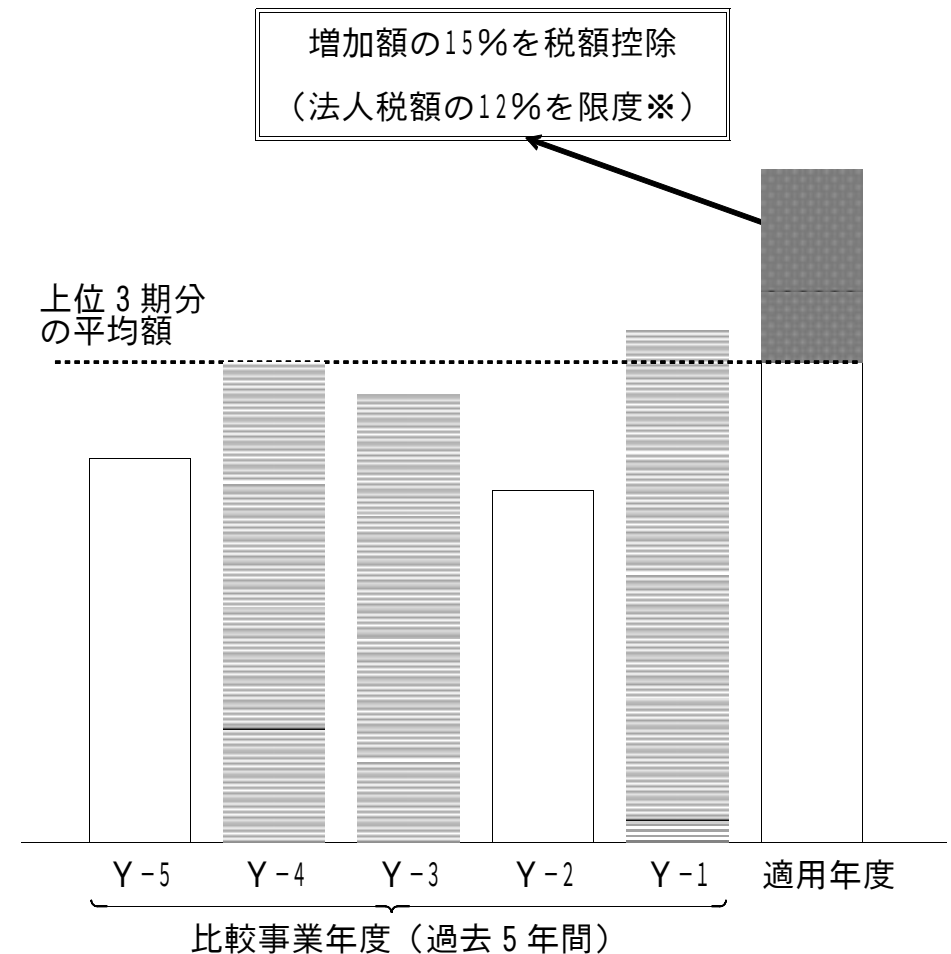
[適用期間] 昭和42年6月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

< 2. 中小企業の試験研究費の税額控除制度 >

中小企業者等が支出した試験研究費について、上記1の適用に代えて、試験研究費の10%の税額控除が認められる。

[適用期間] 昭和60年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

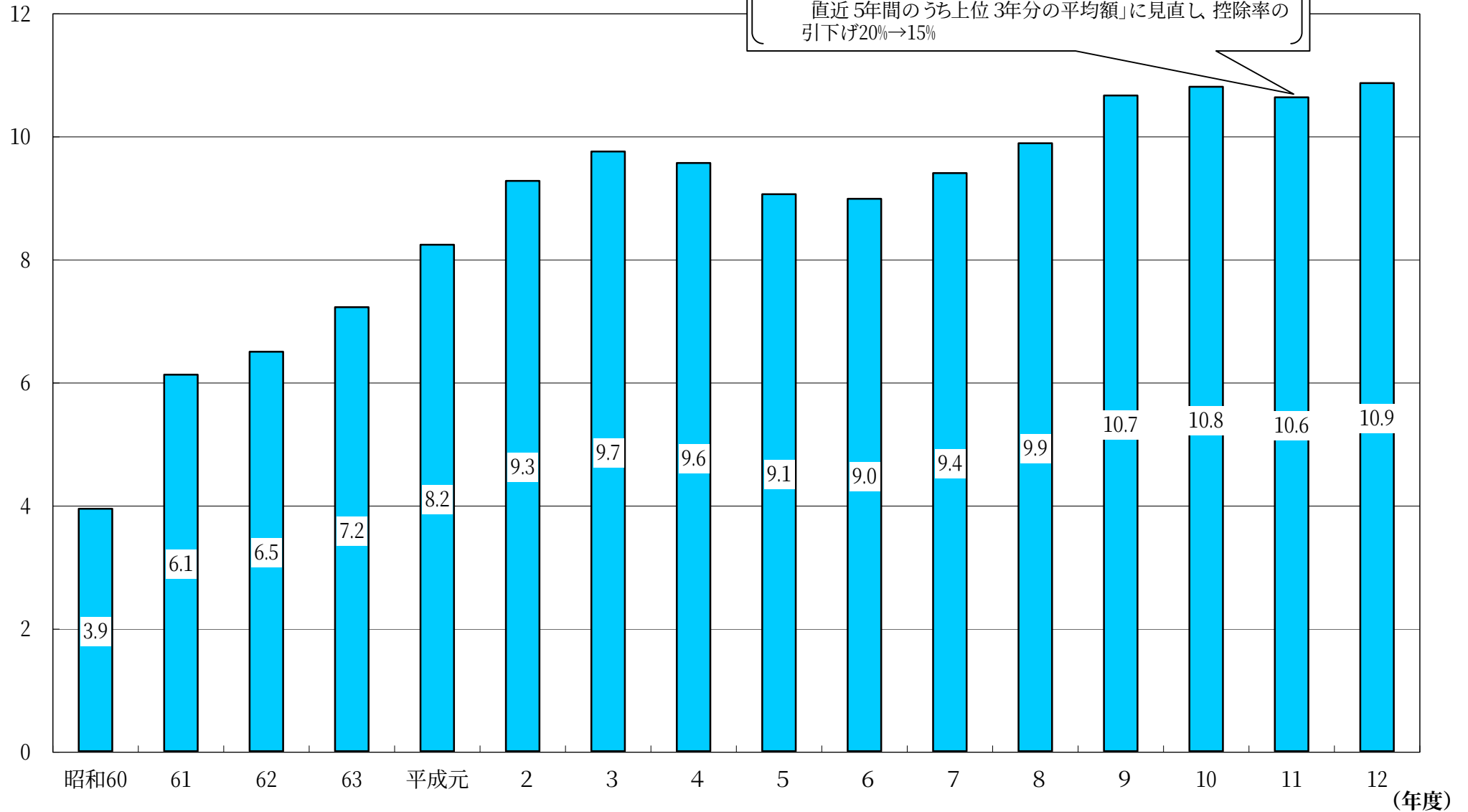
○ 増加試験研究税制の仕組み



※ 特別試験研究費がある場合には、その15%相当額を加算。
但し、法人税額の14%相当額を限度。

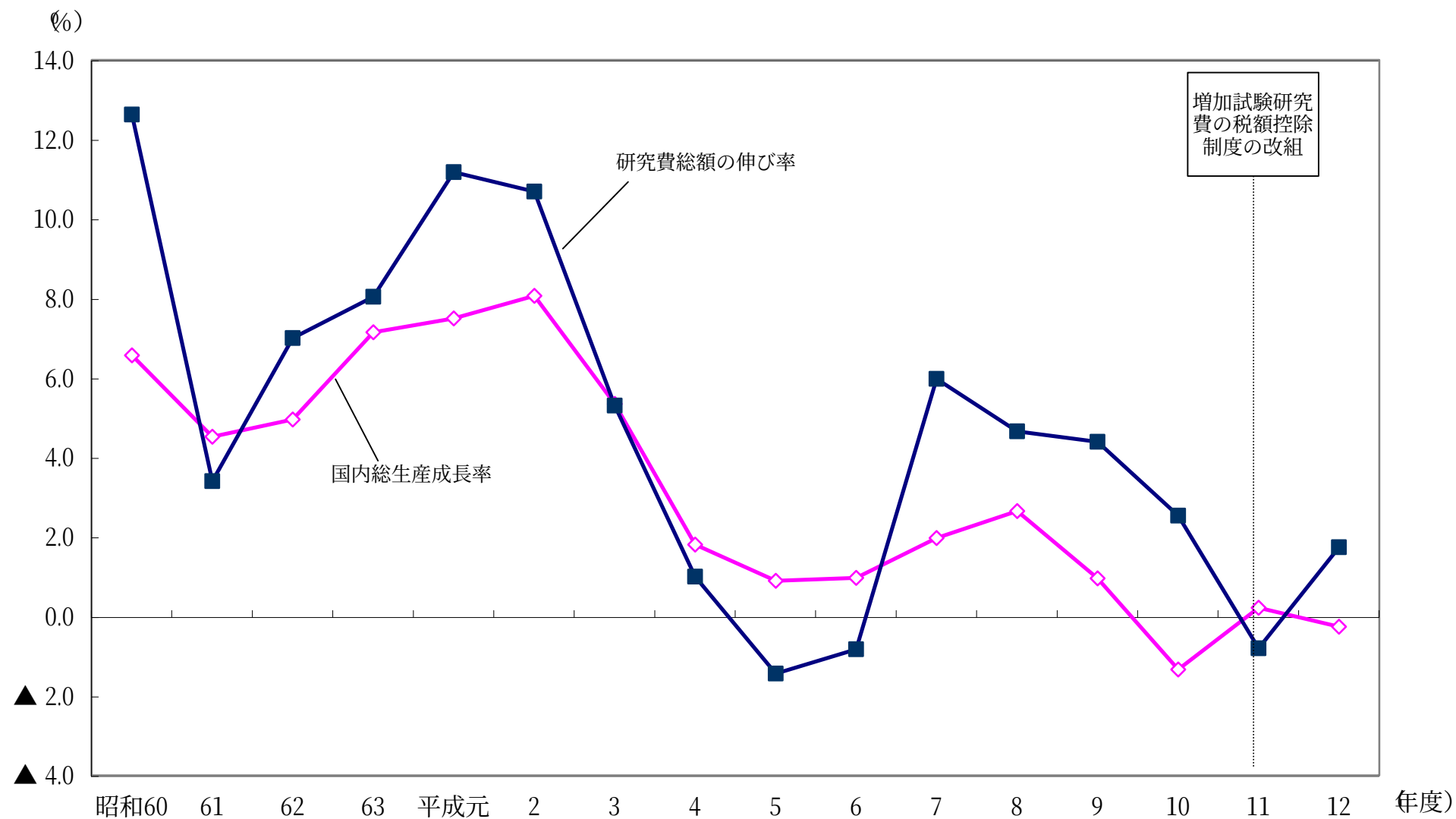
試験研究費支出額の推移

(単位：兆円)



(注) 「科学技術研究調査報告」(総務省統計局)による。

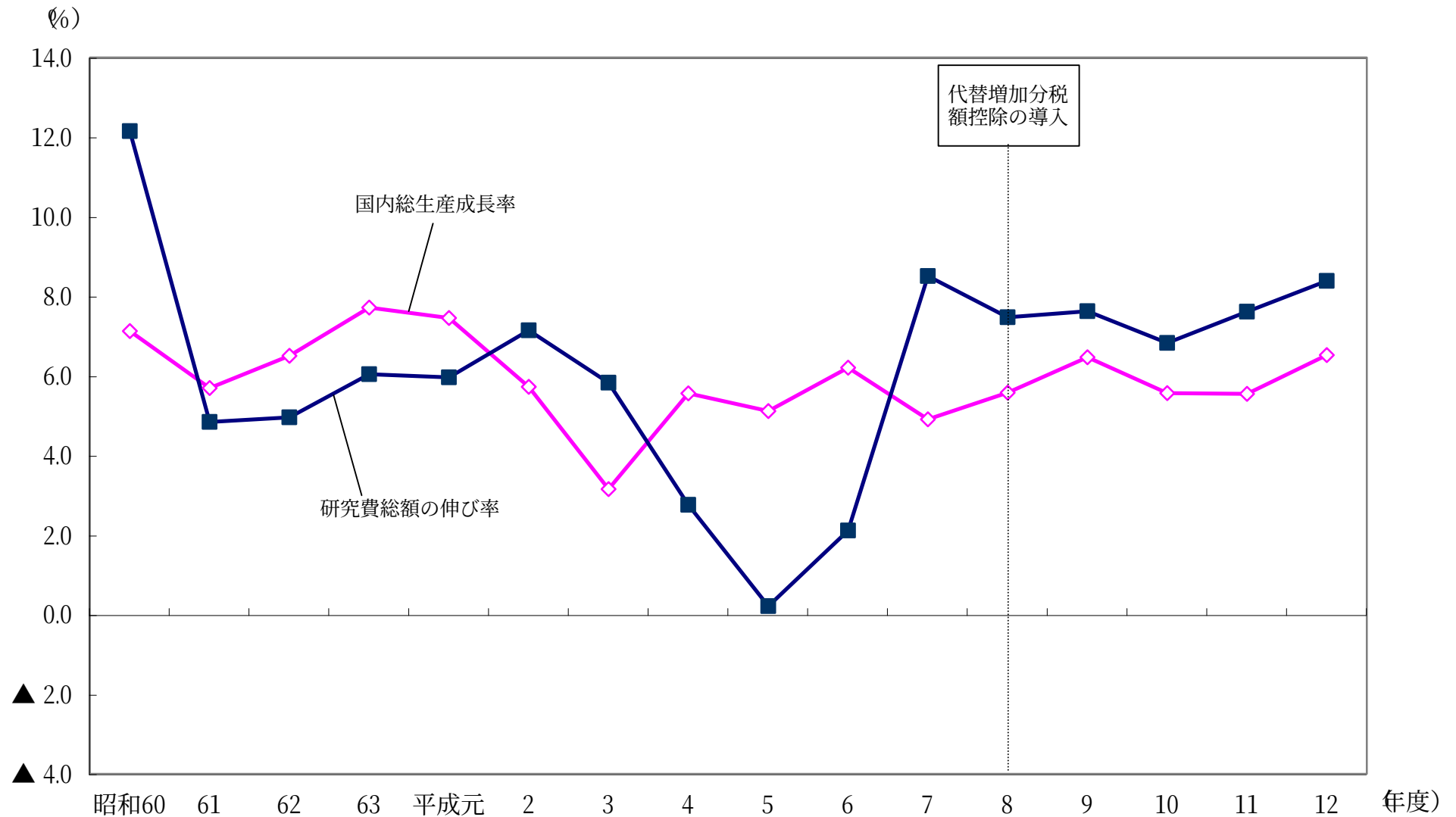
研究開発費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移（日本）



注)平成8年度よりソフトウェア業が新に調査対象業種になっている。

備考)文部科学省「平成14年版科学技術白書」より作成。

研究開発費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移 (米国)



注) 研究開発費総額は暦年の値であり、12年度は暫定値である。

備考) 文部科学省「平成14年版科学技術白書」より作成。

米国の研究開発関連税制の概要

1. 研究開発関連税制の変遷

(1) 1981 年経済再建租税法 (Economic Recovery Tax Act (ERTA)) による導入

<導入の経緯>

産業空洞化や研究開発拠点の国外シフトへの懸念を背景として、民間の試験研究を促進するため、試験研究費の増加分の一定割合を税額控除する制度を導入 (5 年の時限措置)。

<内容> ~直近3年平均からの増加分の一定割合を税額控除

- 直近3年間の試験研究費の平均を超えた増加分と当該年度の試験研究費の 50%のうちのいずれか小さい額の 25%を税額控除。

(2) 1986 年税制改革法による改正

控除対象が広範に過ぎ、成果が余り期待できないものまでが含まれている等の認識の下、控除の対象範囲を政府の援助に相応しい革新的研究に限定するなど措置の縮減を図るとともに、定義を明確化。

2. 現行制度 (2004 年迄の時限措置)

(1) 基準額からの増加分税額控除 (R&E Tax Credit: 1989 年~)

<改正の経緯>

直近3年間の支出額の平均を試験研究費の増加分を計算する際の基準額に用いる上記の方法では、今期の支出額が来期の基準額に大きな影響を与えるため、必ずしも企業にとって大きなインセンティブとならないとの指摘 (GAO) 等を背景に、増加分を計算する際の基準額に固定基準を採用。

<内容> ~基準額からの増加分の一定割合を税額控除

$$\text{税額控除額} = \left[\text{適格試験研究費} - \text{過去4年度の平均総収入} \times \frac{\text{84~88年度の適格試験研究費合計}}{\text{84~88年度の総収入の合計}} \right] \times 20\%$$

(2) 代替増加分税額控除 (Alternative Incremental Research Credit: 1996 年～)

<導入の経緯>

上記(1)の増加分税額控除方式では、新興企業や 84～88 年の間に多くの試験研究費支出を行っていた企業にとってメリットが小さかったことから、試験研究費の一定割合を税額控除する以下の方法を追加。

<内容> ～売上に対する試験研究費の割合に応じ試験研究費の一定割合を税額控除

$\frac{\text{当該年度の適格試験研究費}}{\text{過去 4 年度の平均総収入}}$ の比率が、

1%超 1.5%以下の場合：	当該年度の適格試験研究費の 2.65%を税額控除。
1.5%超 2%以下の場合：	当該年度の適格試験研究費の 3.2%を税額控除。
2%超の場合：	当該年度の適格試験研究費の 3.75%を税額控除。

※(1)と(2)については、企業側の選択制(継続適用)。なお、法人税額の一定割合相当額の控除限度がある。

(3) 基礎研究費支払額に係る税額控除 (税制改革法: 1986 年～)

<内容> ～試験研究費の一部である大学や科学研究機関等に対する基礎研究費支払額については、一定額を控除の上一定割合を税額控除

税額控除額 = (基礎研究費支払額 - 最低試験研究費) × 20%

【	基礎研究費支払額	= 基礎研究のために適格機関 (大学や研究機関等) に対し支払う額	】
	最低試験研究費	= 最低基礎研究費 (= 直近 3 年間の適格試験研究費の平均の 1%相当額)	
		+ 研究維持額 (= 直近 3 年間の適格機関への平均寄付金額 - 当該年度の寄付金額)	

英国の研究開発関連税制の概要

1. Research and Development Allowances (1946～: Capital Allowances Act 2001 part 6)

<導入の経緯>

研究開発資産については、1962 年度より初年度における即時償却が認められることとなった。

<制度の概要>

① 経常的支出

- 試験研究に要した経常的支出の全額を損金算入可能。

② 資本的支出

- 試験研究に関する減価償却資産（土地・居住用建物を除く）を購入した場合、初年度に即時償却可能。

2. R&D Tax Credits for Small and Medium-sized Companies (2000～: Finance Act 2000)

<導入の経緯>

中小企業（従業員 250 人以下で、かつ売上高が 4,000 万ユーロ以下若しくは総資産が 2,700 万ユーロ以下の企業）に、技術革新を促進するための強いインセンティブを与えることを目的として導入。

<制度の概要>

① R&D Tax Relief (R&D 租税負担軽減措置)

- 適格試験研究費として年間 25,000 ポンド以上を支出している場合は、当該経費を 150%に増額して損金算入可能。

② Payable R&D Tax Credit (R&D 税控除給付)

- 適格試験研究費を支出し、かつ損失を計上した企業は、損失（営業損失又は R&D Tax Relief の少ない方）の繰越を放棄することにより、放棄損失額の 16%の現金給付を受領可能。

3. R&D Tax Credits for Large Companies (2002～: Finance Act 2002)

＜導入の経緯＞

イギリスの試験研究関連投資は日本、アメリカ、ドイツ、フランスに対し遅れているとの認識の下、大企業の試験研究関連支出を増加させより多くの技術革新を導くことを通じて、生産性を高めることを目的として、従来の中小企業向け措置の一部について、その対象範囲を大企業にまで拡大。

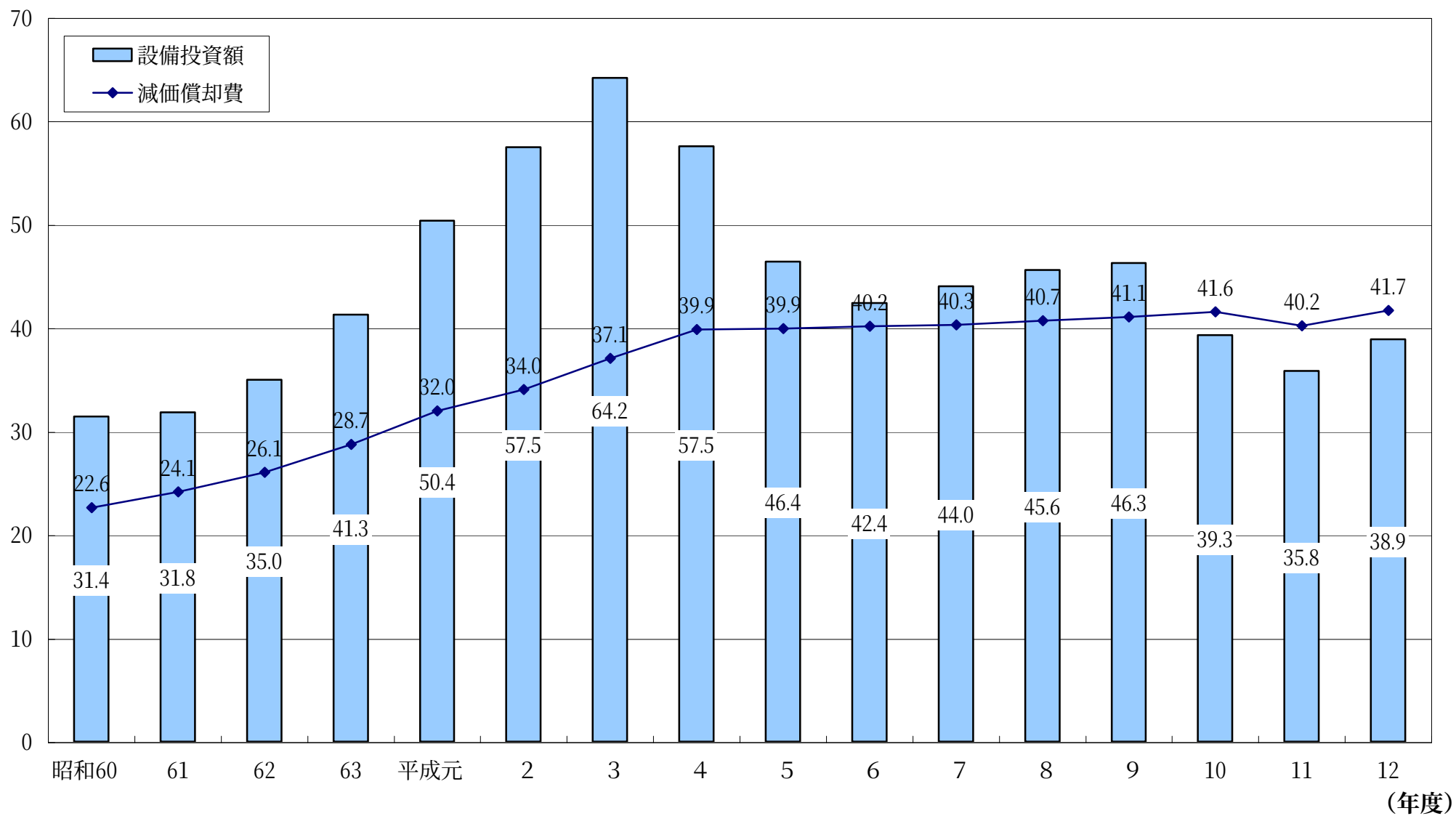
＜制度の概要＞

○ R&D Tax Relief (R&D 租税負担軽減措置)

- 適格試験研究費として年間 25,000 ポンド以上を支出している場合は、当該経費を 125%に増額して損金算入可能。

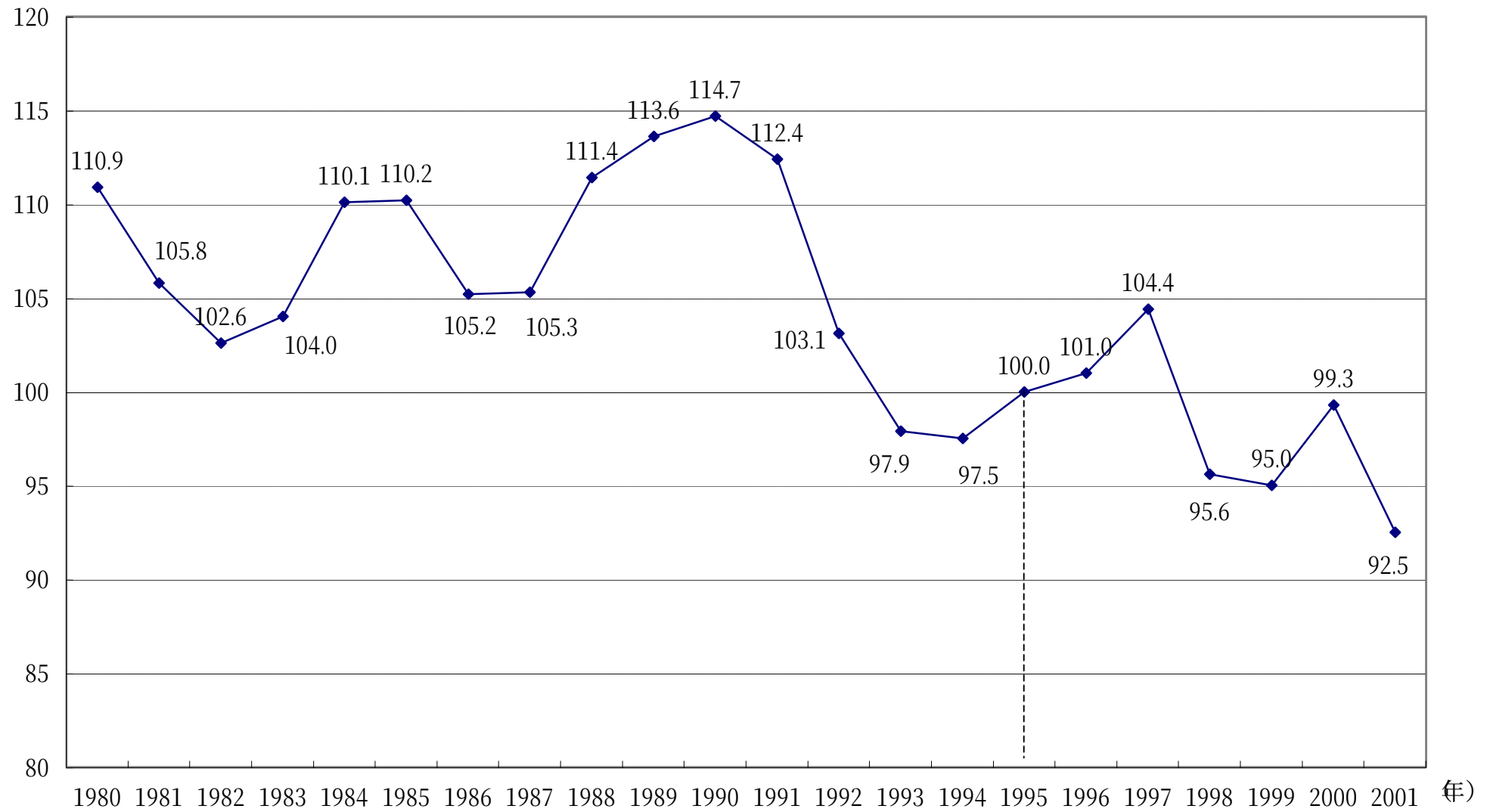
設備投資額及び減価償却費の推移

(単位：兆円)



(注) 「法人企業統計年報」(財務省財務総合政策研究所)による。

製造工業設備稼働率



出典)経済産業省 鉱工業生産・出荷・在庫指数

注) 1995年を100とする。